

2生福第4792号
令和3年1月19日

高齢者施設管理者
居宅サービス事業所管理者 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底及び
職員・利用者等への注意喚起について（通知）

本県の介護・福祉サービス等の推進につきましては、日頃から御理解と御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、11都府県に緊急事態宣言が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、本県においても、先週12日にステージ3相当まで達しているとの発表を行い、「不要不急の外出自粛」への協力をお願いしたところであります。

このような状況の中、県内の高齢者施設・介護サービス事業所においても、特に年末以降、職員・利用者等の感染が拡大していることから、感染による高齢者の重篤化リスクを踏まえ、更なる感染症防止対策の徹底はもとより、職員・利用者等の自覚のある行動などが求められております。

つきましては、特に注意すべき事項について下記のとおり取りまとめましたので、感染症防止対策の再徹底を図るようお願いするとともに、職員や利用者、それらの家族等、高齢者と接する方々への注意喚起を併せて実施されるようお願いいたします。

記

1 特に注意すべき事項（お願い）

12月下旬から1月にかけて、高齢者施設や介護事業所の職員や利用者から感染者が発生しておりますが、厚労省で示した裏面（参考）の分析結果にあるよう、宴会や会食、さらには帰省など、人と人との接触の機会が増加したことが、要因として考えられます。

ついては、特に次の（1）及び（2）に注意していただくようよろしくお願いいたします。

（1）施設の職員等への注意喚起

- ①感染拡大地域等との不要不急の往来を自粛していただくこと
- ②県内における不要不急の外出を自粛していただくこと
- ③別紙【基本的な生活様式「三密（密集・密閉・密接）避けましょう！】を活用し、職員やその家族、利用者やその家族等への注意喚起を行っていただくこと

（2）感染防止対策の徹底

これまで福島県等から示した「感染防止対策の徹底」通知・チェックリスト等を活用するなどして、施設・事業所における感染防止対策を職員の一人一人に、改めて周知徹底していただくこと

- 参考：「最近の感染状況等について（令和3年1月13日：厚生労働省）」抜すい
〈感染状況の分析〉

大都市圏を中心とする昨年末の感染拡大については、職場の宴会や、若者の飲食をする場面が、主な感染拡大要因となり、これが、職場や家庭内の感染に繋がったと考えられる。今後さらに高齢者への感染拡大が懸念される。

一方、年明けから全国的な急速な感染者の増加は、帰省による親戚との会食などが要因の一つと考えられるが、引き続き検討の必要がある。

2 これまで発出した感染防止対策の通知等

- ・福島県高齢福祉課HP「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に係る職員等への注意喚起について」

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/418835.pdf>

- ・福島県高齢福祉課HP「新型コロナウイルスに係る福島県からの通知」

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureifukushikacovid19oshirase.html>

- ・福島県高齢福祉課HP「高齢者施設等の新規入所者に対するPCR検査の実施」

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>

- ・厚生労働省HP「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応について」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- ・令和3年1月7日付け介護保険最新情報 vol. 908

「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/422230.pdf>

3 その他

- ・当課のホームページでは、随時、感染症対策等の最新の情報に更新しておりますので、日に1度は確認するようお願いいたします。